

第5期熊本県障がい者計画 概念図

国の動向

- 「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度に係る改革が集中的に進められ、次の法整備がなされた
- 障害者基本法改正 (H23.8)
 - 障害者総合支援法制定 (H24.6)
 - 障害者差別解消法制定 (H25.6)
 - ↓
 - ◎障害者権利条約批准 (H26.1) ・国内発効 (H26.2)
- 第3次障害者基本計画の策定 (H25.9)
- 【基本理念】 共生社会の実現
【基本原則】 地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調
- 障害者虐待防止法制定 (H23.6)
 - 精神保健福祉法改正 (H25.6)
 - 障害者優先調達法制定 (H24.6)
 - 障害者雇用促進法改正 (H25.6)
 - 災害対策基本法改正 (H25.6)

第4期熊本県障がい者計画の成果と課題

- 障害者差別解消法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定したが、県民の条例への理解が十分でないことから、障がいの特性や障がい者への理解促進と併せて更なる周知が必要
- 入所施設の定員削減、グループホームの整備など地域移行に向けた取組みは進展したが、障がい者が親亡き後も地域で安心して暮らしていくために、居住の場の確保や障害福祉サービスの更なる充実が必要
- 障がい者が地域で自立して生活していくためには、一般就労の促進・職場定着とともに、福祉的就労の充実のための工賃アップ等の取組みが必要
- 医療的ケアが必要な障がい児（者）を受け入れる場が少ないことから、家族への支援（レスパイト・ケア）の充実が必要
- 一人一人の特性に応じた教育支援の充実や引継ぎによる一貫した支援に向けた取組みの充実が必要
- 障がいの特性に応じた災害時要援護者支援体制の充実やコミュニケーション支援等が必要

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

- ◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
 - ◆自らの選択・決定・参画の実現
 - ◆安心していきいきと生活できる環境づくり
- 体系化

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 家族に対する支援
- 障がい特性に配慮した支援

IV 分野別施策

- 地域生活支援
- 保健・医療
- 教育、文化芸術活動・スポーツ
- 雇用・就業、経済的自立の支援
- 情報アクセシビリティ
- 安心・安全
- 生活環境
- 差別の解消及び権利擁護の推進

アンケート調査等

- 【障がい者施策に関するアンケート調査 (H26)】
- 身の回りのことで最も困っていること
障がい者（外出（買い物、通院等））、障がい児（将来のこと）
 - 共生社会に向けて必要な取組み（上位2つ）
①障がいのある人と地域との交流、②障がい福祉の普及・啓発
 - 障がい者施策全般に対して望むこと（上位4つ）
①年金や手当等の充実、②わかりやすい情報提供、③災害時の援護対策、④障がい者への理解を深めるための啓発活動
- 【重症心身障がい児（者）生活調査 (H25)】
- 今後の生活の場所（上位2つ）
在宅生活を継続（53.2%）、将来的に施設入所（26.6%）
 - 必要とする障害福祉サービス（上位2つ）
短期入所（31.4%）、日中一時支援（30.4%）
- 【強度行動障がいに関する実態調査 (H25)】
- 家族や施設・事業所の負担
・在宅サービスを利用しながら自宅で介護をする家族の負担が大きい
・パニック時の対応など支援の困難性から職員の負担が大きい

障がい者団体との意見交換会

- （必要な施策）
- 福祉従事者の人材確保・スキルアップ（介助者不足への対応）
 - 障がい児（者）の親への支援（心のケア）の更なる充実
 - 日中活動系サービスや療育サービス（児童発達支援等）の充実
 - 重度心身障がい児（者）医療費助成制度の継続
 - 教員の特別支援教育に関する専門性向上
 - パラリンピックに向けた選手育成
 - 企業の障がい特性についての理解促進
 - 公共団体の優先調達から企業の調達推進への拡大
 - コミュニケーション支援のためのヘルプカード等の普及啓発
 - 災害時の避難所における障がい特性に応じた情報の伝達や障がい特性に配慮した物資等の確保
 - 地域での見守り活動（独居障がい者や家族の不安解消）
 - 公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化
 - ノンステップバス増加に向けた対応策
 - 幼児からの障がい者への理解促進